大阪人材確保推進会議設置要綱の一部を次のように改正する。

資料２

| **現行** | **改正案** |
| --- | --- |
| **大阪人材確保推進会議設置要綱**（趣旨）第１条　人材確保を必要とする業界及び当該業界の企業（以下「業界等」という。）のイメージアップと雇用促進を目的に、業界団体や行政機関等が相互に連携・協力を図るため、「大阪人材確保推進会議（以下「会議」という。）」を設置する。（所管業務）第２条　会議は、次の事項を所管する。(1)　業界等のイメージアップに関する事項(2)　業界等の雇用促進に関する事項(3)　その他、上記に付随する事項（略）（会議）第６条　会議（分科会を含む。）は、座長が招集する。（略）（別表）

|  |  |
| --- | --- |
| 業界団体、行政機関（50音順） | 分科会 |
| 製造業 | 運輸業 | 建設業 |
| 公益社団法人大阪工業協会 | ○ |  |  |
| 大阪府ものづくり振興協会 | ○ |  |  |
|  |  |  |  |
| 一般社団法人大阪府トラック協会 |  | ○ |  |
| 一般社団法人大阪建設業協会 |  |  | ○ |
| 大阪住宅安全衛生協議会 |  |  | ○ |
| 一般社団法人大阪府建団連 |  |  | ○ |
| （略） |

|  |
| --- |
| 協力機関等　　　　　　　　　　　　　　　　　　（50音順） |
| （中略） |
| 株式会社りそなホールディングス |

（附　則）この要綱は、平成２８年１２月８日から施行する。 | **大阪人材確保推進会議設置要綱**（趣旨）第１条　人材確保を必要とする業界及び当該業界の企業（以下「業界等」という。）のイメージアップや雇用促進などを目的に、業界団体や行政機関等が相互に連携・協力を図るため、「大阪人材確保推進会議（以下「会議」という。）」を設置する。（所管業務）第２条　会議は、次の事項を所管する。(1)　業界等のイメージアップに関する事項(2)　業界等の雇用促進に関する事項(3)　業界等の生産性の向上に関する事項(4)　業界等の健康経営に関する事項(5)　その他、上記に付随する事項（略）（会議）第６条　会議（分科会を含む。）は、座長が招集する。２　座長は、緊急を要する事項又は軽微な事項については、書面又は持ち回りの方法により、会議を開催することができる。（略）（別表）

|  |  |
| --- | --- |
| 業界団体、行政機関（50音順） | 分科会 |
| 製造業 | 運輸業 | 建設業 |
| 公益社団法人大阪工業協会 | ○ |  |  |
| 大阪府ものづくり振興協会 | ○ |  |  |
| 一般社団法人大阪バス協会 |  | ○ |  |
| 一般社団法人大阪府トラック協会 |  | ○ |  |
| 一般社団法人大阪建設業協会 |  |  | ○ |
| 大阪住宅安全衛生協議会 |  |  | ○ |
| 一般社団法人大阪電業協会 |  |  | ○ |
| 一般社団法人大阪府建団連 |  |  | ○ |
| （略） |

|  |
| --- |
| 協力機関等　　　　　　　　　　　　　　　　　　（50音順） |
| （中略） |
| 株式会社近畿大阪銀行 |
| 株式会社りそな銀行 |

（附　則）この要綱は、平成２８年１２月８日から施行する。この要綱は、平成３０年５月　日から施行する。 |